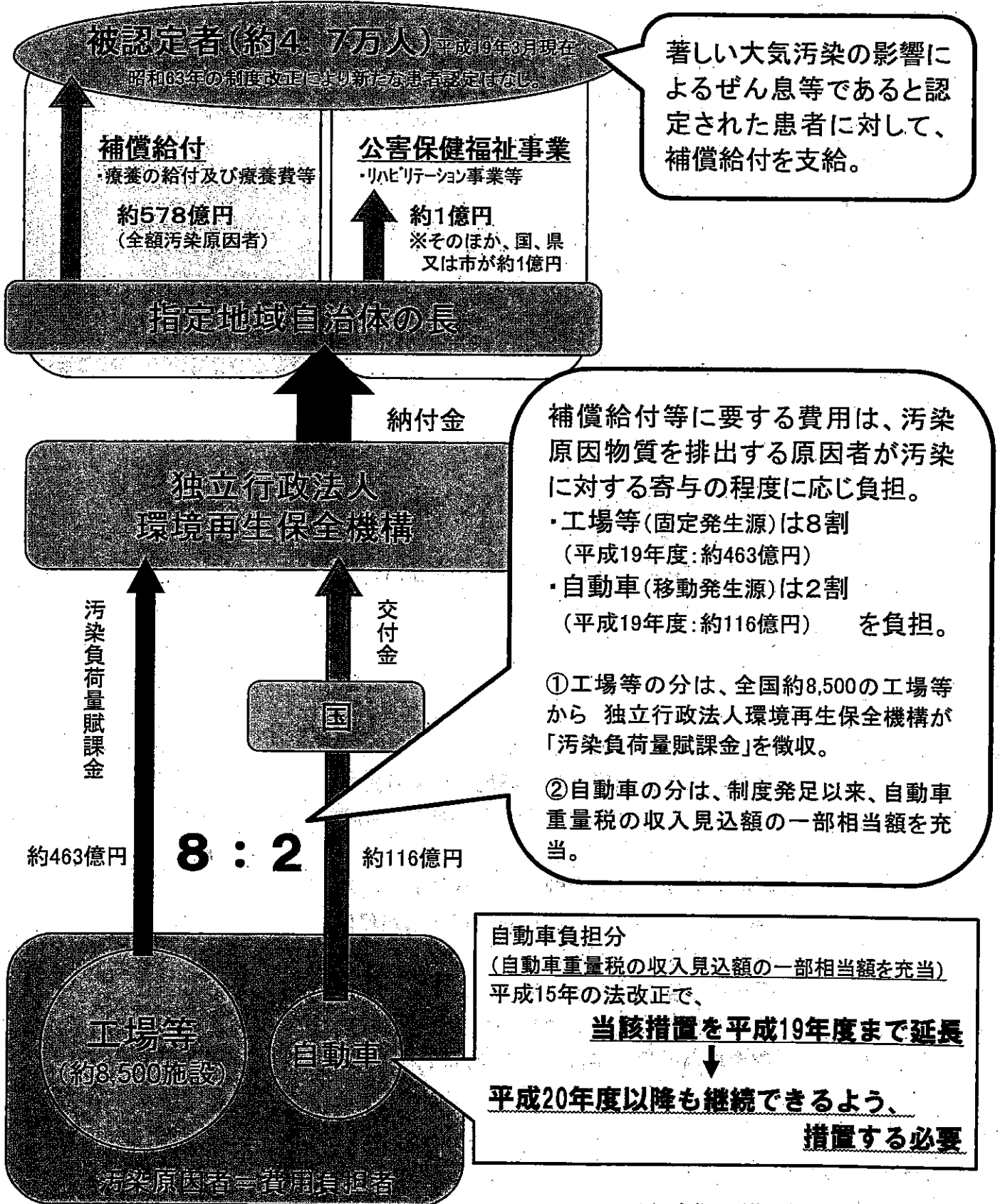


公害健康被害の補償等に関する法律における 平成20年度以降の自動車に係る費用負担のあり方について

○自動車に係る費用負担の現状について	1
・公害健康被害補償制度（大気汚染系）の仕組み	1
・費用負担の仕組み	2
・旧第一種地域被認定者数の年度別推移	3
・補償給付費及び財源内訳の年度別推移	4
・費用負担に係る公健法改正の経緯	5
○自動車重量税について	7
・自動車重量税の税率	9
・政府税調、党税調、閣議における検討状況	10
○参考資料	11
・公害健康被害の補償等に関する法律 （昭和48年法律第111号）（抄）	11
・公害健康被害の補償等に関する法律施行令 （昭和49年政令第295号）（抄）	11
・費用負担方式について	12
・昭和53年度以降の自動車に係る費用負担の あり方について（中央公害対策審議会意見 具申 昭和52年12月20日）	16
・公害健康被害補償法第一種地域のあり方等 について（中央公害対策審議会答申 昭和 61年10月30日）（抜粋）	18
・昭和63年度以降の自動車に係る費用負担の あり方について（中央環境審議会環境保健 部会検討結果 昭和62年12月22日）	19
・平成15年度以降の自動車に係る費用負担の あり方について（中央環境審議会環境保健 部会検討結果 平成14年12月26日）	22

公害健康被害補償制度(大気汚染系)の仕組み

民事責任を踏まえた公害健康被害者の迅速かつ公正な救済を目的とする行政上の補償制度
 [制度の発足]昭和49年9月(昭和63年3月1日改正法施行)

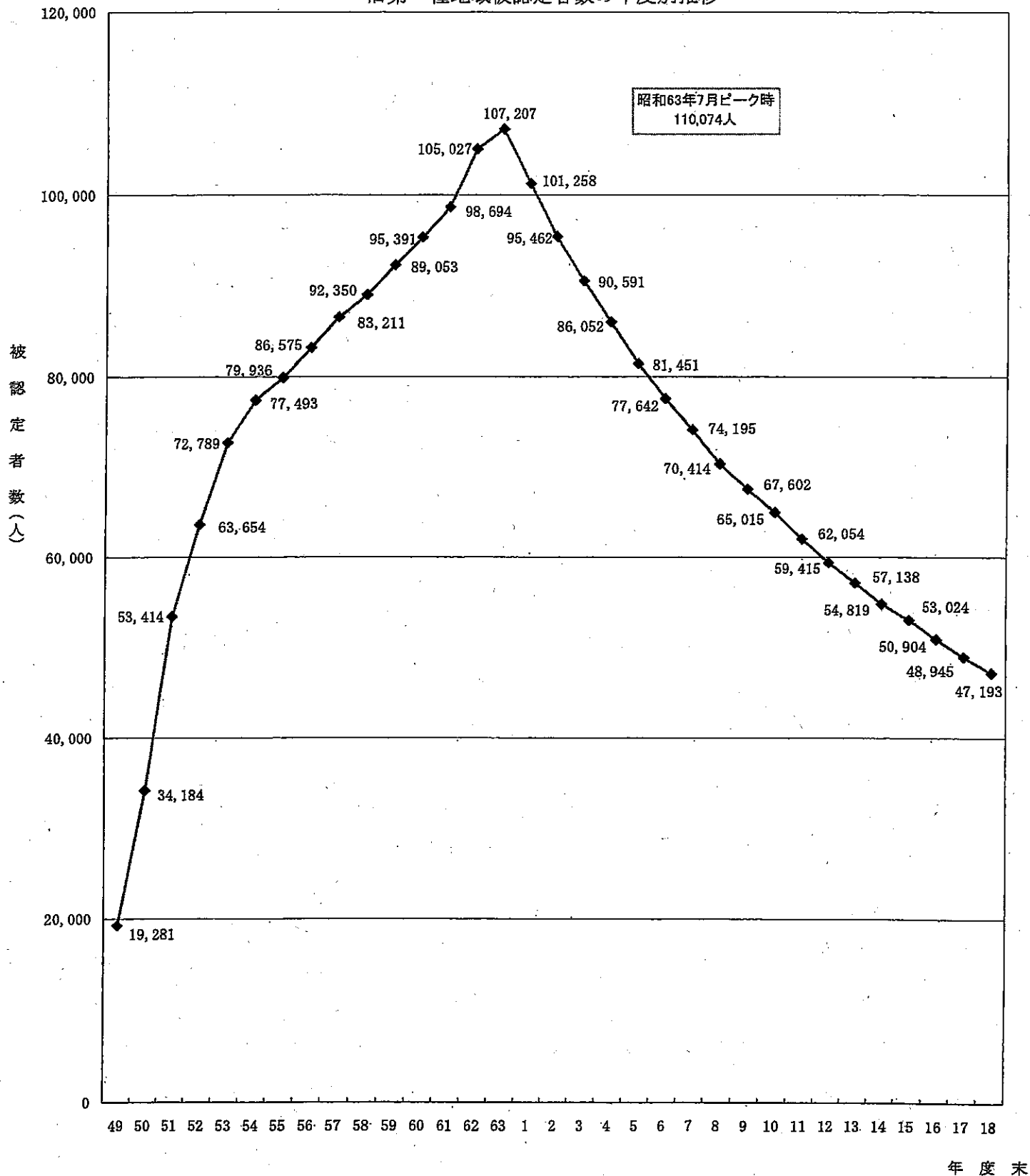


(注)金額及び施設数は平成19年度見込

費用負担の仕組み

種別 費用 の区分	第一種地域 (大気汚染系)		
補償 給付 費	<p style="text-align: center;">汚染負荷量賦課金 (事業者)</p>		<p style="text-align: center;">自動車重量税収 一部引当て</p>
公害保健福祉事業費	<p style="text-align: center;">汚染負荷量賦課金 (事業者)</p>	<p style="text-align: center;">自動車重量税収 一部引当て</p>	<p style="text-align: center;">国 県又は市</p>
給付事務費	<p style="text-align: center;">国</p>	<p style="text-align: center;">県又は市</p>	
徴収事務費	<p style="text-align: center;">汚 染 負 荷 量 賦 課 金 (事業者)</p> <p style="text-align: center;">一部国庫補助</p>		

旧第一種地域被認定者数の年度別推移



補償給付費及び財源内訳の年度別推移

(単位：百万円)

年 度	補償給付費の実績額					財源内訳 (予算計上額)		
	療養の給付 及び療養費	障害補償費	遺族補償費	その他補償 給付費等	計	固定発生源 (汚染負荷量 賦課金)	移動発生源 (自動車重量 税相当額)	計
平成8年度	33,008	33,816	5,723	12,989	85,536	70,439	17,610	88,049
平成9年度	31,214	33,030	5,647	12,127	82,018	68,141	17,035	85,176
平成10年度	29,962	32,701	5,558	11,441	79,662	66,427	16,607	83,034
平成11年度	28,620	32,004	5,233	11,016	76,873	62,552	15,638	78,190
平成12年度	26,933	31,011	4,824	10,134	72,902	59,230	14,808	74,038
平成13年度	26,275	30,192	4,613	9,410	70,490	57,482	14,371	71,853
平成14年度	23,495	29,237	4,332	9,156	66,220	55,682	13,920	69,602
平成15年度	22,983	28,639	4,107	8,532	64,261	54,189	13,547	67,736
平成16年度	22,174	27,973	3,878	7,998	62,023	52,222	13,055	65,277
平成17年度	21,347	27,091	3,501	7,717	59,656	50,042	12,511	62,553
平成18年度	20,076	26,352	3,230	7,341	56,999	47,904	11,976	59,880

(参考) 補償給付の種類

①療養の給付・療養費

②障害補償費

15歳以上の者に対し、障害の程度に応じて支給

③遺族補償費

指定疾病に起因して死亡した被認定者によって生計を維持していた遺族に支給

④遺族補償一時金

指定疾病に起因して死亡した被認定者にその死亡時に②の対象となる遺族がない場合に、その他の遺族に支給

⑤児童補償手当

15歳未満の児童の養育者に対し、児童の障害の程度に応じて支給

⑥療養手当

入通院に要する交通費等の諸雑費として支給

⑦葬祭料

指定疾病に起因して被認定者が死亡した場合、葬祭を行った者に支給

費用負担に係る公健法改正の経緯

- 昭和 48 年 4 月 5 日 中央公害対策審議会答申
「公害に係る健康被害損害賠償制度について」
- 昭和 48 年 10 月 31 日 中央公害対策審議会費用負担特別部会費用負担専門委員会
「費用負担専門委員会検討結果整理 (メモ)」
↓
第 1 回延長 (昭和 49・50 年度)
- 昭和 51 年 11 月 21 日 公害健康被害補償法費用負担制度検討委員会
「自動車等移動発生源に係る費用負担のあり方について」
↓
第 2 回延長 (～昭和 52 年度)
- 昭和 52 年 12 月 20 日 中央公害対策審議会意見具申
「昭和 53 年度以降の自動車に係る費用負担のあり方について」
↓
第 3 回延長 (～昭和 54 年度)
- 昭和 54 年 12 月 20 日 中央公害対策審議会環境保健部会
「公害健康被害補償法における自動車に係る費用負担のあり方について (部会長メモ)」
↓
第 4 回延長 (～昭和 57 年度)
- 昭和 57 年 12 月 23 日 中央公害対策審議会環境保健部会
「昭和 58 年度以降の自動車に係る費用負担のあり方について (部会検討結果)」
↓
第 5 回延長 (～昭和 59 年度)
- 昭和 59 年 12 月 19 日 中央公害対策審議会環境保健部会
「昭和 60 年度以降の自動車に係る費用負担のあり方について (部会検討結果)」
↓
第 6 回延長 (～昭和 62 年度)

- 昭和 61 年 10 月 30 日 中央公害対策審議会答申
「公害健康被害補償法第一種地域のあり方等について」
- 昭和 62 年 12 月 22 日 中央公害対策審議会環境保健部会
「昭和 63 年度以降の自動車に係る費用負担のあり方について
(部会検討結果)」
↓
第 7 回延長 (～平成 4 年度)
- 平成 4 年 12 月 17 日 中央公害対策審議会環境保健部会
「平成 5 年度以降の自動車に係る費用負担のあり方について
(部会検討結果)」
↓
第 8 回延長 (～平成 9 年度)
- 平成 9 年 12 月 24 日 中央環境審議会環境保健部会
「平成 10 年度以降の自動車に係る費用負担のあり方について
(部会検討結果)」
↓
第 9 回延長 (～平成 14 年度)
- 平成 14 年 12 月 26 日 中央環境審議会環境保健部会
「平成 15 年度以降の自動車に係る費用負担のあり方について
(部会検討結果)」
↓
第 10 回延長 (～平成 19 年度)

自動車重量税について

1. 目的及び用途

(1) 目的

自動車重量税は、自動車の走行が社会に多くの負担をもたらすこと及び道路整備財源の確保の必要性に鑑み、広く自動車の使用者に対して必要最小限度の負担を求めることとして、昭和46年に創設された。

(2) 用途

本税収のうち、3分の1は、自動車重量譲与税として市町村の道路整備財源に充てられることとされている（自動車重量譲与税法）。

残りの3分の2は、国の一般財源であるが、創設時からその8割（77.5%）相当額は道路整備に充てることとされている。

2. 経緯

(1) 昭和46年の創設

第6次道路整備計画（46年～49年）に関して自動車新税が論議され、昭和46年12月1日に自動車重量税が創設された。

(参考) 自動車重量税法案提案理由補足説明（昭和46年5月21日 参議院大蔵委員会、細見大蔵省主税局長）（抄）

自動車の走行は、道路の建設、改良、維持をはじめとして、道路混雑、交通安全、交通事故等に関連して、社会に多くの負担をもたらしております。また、道路その他の社会資本の充実に対する要請が強く、特に道路につきましては、第六次道路整備五カ年計画の財源の問題があり、緊急にこれらの要請にこたえる必要があります。このような観点から、広く自動車の使用者に対して必要最小限度の負担を求めることとして、自動車重量税が創設されることとなったものであります。

(2) 昭和49年の税率引上げ

第7次道路整備計画（48年～52年）を背景として、租税特別措置法の改正により、昭和49年5月1日から昭和51年4月30日までの間の暫定措置として、税率が引き上げられた。

(参考) 昭和49年度税制改正に関する答申（昭和48年12月21日税制調査会）（抄）

自動車関係諸税は、従来から主として道路財源との関連で考えられてきたが、とくに第7次道路整備五箇年計画の発足により、利用者負担の観点等からその負担の